

▼ 親族が死亡された場合の役場でのおもな手続き

窓口 番号	係の名称	手続きの内容	手続きに必要なものなど
1	住 民	○印鑑登録証の返却 ○世帯主変更	印鑑登録証を返却してください。
3	原 爆	○ 葬祭料請求	① 被爆者健康手帳 ② 健康管理手当等証書 ③ 認定書（医療特別手当受給者のみ） ④ 死亡診断書（コピーで可） ⑤ 預金通帳（葬祭料請求者分） ⑥ 印鑑 ⑦ 会葬御礼ハガキまたは火葬許可証の写し（両面） ⑧ 委任状（⑦に記載されている方以外が受取りをする場合）
	障害福祉	○ 身体障害者手帳返還 ○ 療育手帳返還 ○ 手当廃止	▽ 身体障害者手帳 ▽ 療育手帳・印鑑 ▽ 証書 ▽ 印鑑
4	国 民 年 金	○ 遺族年金請求 ○ 未支給年金請求 ○ 死亡一時金請求など ★請求者は、一般的に 配偶者が生存の場合は →【配偶者】が請求者となる。 配偶者も死亡している場合は →【子ども】となります。	亡くなった 方の 【請求者】の
	厚 生 年 金	○ 遺族厚生年金請求 ○ 未支給年金請求 ○ 死亡一時金請求など	▽上記①～⑥の書類など ▽死亡診断書のコピー（遺族年金請求時） 【請求者】の ▽年金証書（年金を受給している場合） ▽所得証明書・預金通帳・印鑑 ↳ ※代理の方が申請される場合は委任状が必要です。
	厚生年金関係の手続きは、本来、日本年金機構ですが、役場年金係でも受付可能なものもありますので、窓口で問い合わせてください。		
	健康保険 (国保・後期)	○ 葬祭費請求 ○ 被保険者証等の返却	▽健康保険証・印鑑・預金通帳（喪主の分）・会葬御礼ハガキ ▽保険者証・印鑑
5	介護保険	○ 介護保険証等の返却	▽介護保険証及び各種認定証・印鑑・預金通帳（相続人）
	水道局	○ 水道使用名義人の死亡	▽廃止及び変更届が必要
	農業委員会 (2階)	○ 農地所有者が死亡した場合	▽届出様式（農業委員会にて配布） ▽委任状（司法書士・行政書士等が代理で届出を行う場合）
問い合わせ 長与町役場 各係 095-883-1111(代表)			

【 役場以外の主な手続き 】

日本郵政（旧郵便局簡易保険金請求など）
民間生命保険・金融機関

直接各機関にお尋ねください！